

【EU】高資格外国人労働者に魅力的な指令の制定

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU)は、高度の資格を要する職種につく域外の外国人に対して入国及び滞在を容易にする条件を定めた指令を 2009 年 6 月に制定した。これは、「EU ブルーカード」という在留・就労許可証を導入するものであり、これにより、EU 共通の迅速な手続きと、カード発行国の国民と同等の労働条件や多くの権利を受けることができる。

指令採択の背景

EU では、2010 年までに EU 共通の難民・移民認定、移民政策の確立を目指すハーグ・プログラムを 2004 年に欧州理事会が採択しており、これに基づいて移民政策を進めている。EU の人口構成はわが国と同じく高齢化してきており、2050 年には退職者 1 人に対して労働人口が 2 人になると予想され、特に高資格労働者と季節労働者の労働需要に支えられなくなっている。欧州委員会は 2005 年 12 月に「合法移民に関する政策 (COM(2005) 669 final)」を策定してハーグ・プログラムの行程表を提示し、2009 年までに、外国人労働者のために、EU における単一の許可及び手続きを導入する横断的な指令、並びに、以下の 4 つの指令案を採択するとした。

- (1) 高資格労働者の入国及び滞在の条件に関する指令案
- (2) 季節労働者の入国及び滞在の条件に関する指令案
- (3) 企業内転勤の一時的滞在及び在住による入国を統制する手続きに関する指令案
- (4) 有給研修生の入国及び滞在の条件に関する指令案

これらは既に欧州委員会から提案されているが、最初の成果として(1)に関する指令が、「高資格雇用目的の第三人の入国及び滞在の条件に関する 2009 年 5 月 25 日の閣僚理事会指令 2009/50/EC (注)」として 2009 年 6 月 18 日に公布、翌日施行された。

欧州委員会がこの指令を提案した 2007 年 9 月、バローゾ委員長は、欧州への労働力の流入、とりわけ高技能を持つ移民は EU の競争力を高め、また高齢化がもたらす人口統計学上の問題解決への寄与ともなると発言している。その背景には、欧州委員会の司法・自由・安全担当であったフラッティニ委員の挙げた、低技能労働者移民のうち 85%は EU、そして、5%は米国に行っており、一方、技能労働者移民の 55%は米国に、そして、EU には 5%のみであるという数字もあった。

指令の概要

第 1 章は一般規定である。指令の目的は、EU ブルーカード (以下「カード」) 所持者として EU 構成国に 3 か月を超えて滞在する第三国国民及びその家族の入国及び滞在条件、並びに、当初の滞在国以外の構成国における諸条件を定めるとしている。適用範囲は高資格雇用のための第三人であるが、難民、研究者、EU 職員、既に長期滞

在許可を受けている者、季節労働者等は対象から外している。なお、各構成国におけるより有利な条件を侵害するものではないとしている。また、この指令には、アフリカや EU の東隣の国々など発展途上国からの「頭脳流出」問題が絡んでいるが、そのような国々との間に人的資源を保護する目的で欧州共同体や各構成国が締結する合意に不利益を与えないものとし、倫理的なリクルート活動を行うよう規定している。

第 2 章はカード発行の EU 共通の許可基準を規定している。申請者は、既にひとつの構成国において最低 1 年間の高資格雇用の労働契約をしており高資格の条件を満たしていること、そして、その年収は、その構成国における同等職のそれ以上であり、同国平均年収の 1.5 倍以上でなければならないとされている。しかし、管理者又は専門職において特別な需要がありかつこれを満たせない国の場合は条件付きで 1.2 倍以上でも良いものとする。これは、当初の指令案において、最低賃金の 3 倍とされていたが、最低賃金がない国もあり、閣僚理事会で上記の案に修正された項目である。

第 3 章はカード・手続き及び情報公開について定めている。申請が条件を満たしていれば、当該国は申請者に対して労働条件を記載したカードを発行し、ビザを発給しなければならない。カードの有効期間の基準は 1 年から 4 年であるが、これ以下である場合はその労働期間に 3 か月を加えた範囲で設定、あるいは更新が可能とされる。

第 4 章は権利に関して定めており、労働条件（給与・解雇、健康・安全要件を含む）、結社の自由、教育・職業訓練、資格認定、社会保障、年金、物品やサービスへのアクセス、当該構成国内全土へのアクセスに関して、当該構成国民と同等の待遇を受けるものとしている。また、2 年経過後は、より高資格の待遇も認められる。その他、家族の呼び寄せ及び長期滞在資格の取得に関する有利な条件が規定されている。

第 5 章は他の構成国における滞在について規定しているが、当該構成国において 18 か月間合法滞在したのちには、一定の条件の下に、家族と共にその外の構成国に異動することができるとしている。

第 6 章は最終規定として、各構成国は、2013 年 6 月 19 日までを第 1 回とする毎年の統計報告を欧州委員会に対して行うこと、この指令を 2011 年 6 月 19 日までに国内法化することなどが規定されている。

英国、アイルランド及びデンマークは、欧州連合条約の付属議定書に基づいてこの採決に加わっておらず、指令適用の対象から除外されている。

なお、同時期に、この指令とは別に、不法移民の雇用を防ぐために、違反者に対する制裁及び措置の最低基準を定める欧州議会・閣僚理事会指令が 2009 年 6 月 30 日に公布されている（2009/52/EC）。

注（インターネット情報は 2010 年 3 月 17 日現在である。）

・“COUNCIL DIRECTIVE 2009/50/EC of 25 May 2009 on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of highly qualified employment,” *Official Journal of the European Union*, L155, Volume 52, 18 June 2009, pp.17-29.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:155:0017:0029:EN:PDF>>